

繁殖肥育一貫経営等育成支援の事業細目及び具体的な手続き等について

実施要領第2の2の生産局長が別に定める各事業の細目及び具体的な手続き等は、次のとおりとする。

第1 事業の内容

事業実施主体は、取組主体が行う次の取組に対する助成を行うものとする。ただし、事業実施主体が自ら取組を行うこともできるものとする。

1 繁殖肥育一貫経営への円滑な移行対策

繁殖肥育一貫経営において、繁殖牛の増頭計画に基づき、受精卵移植による繁殖雌牛の増頭をするために行われる、次に掲げる取組。

(1) 交雑種雌牛（受卵牛）の導入

受卵牛として交雑種雌牛を導入する取組に対する奨励金の交付。

(2) 和牛受精卵の移植

交雑種等に受精卵を移植する取組に対する補助金の交付。

2 地域内一貫生産への円滑な移行対策

(1) 地域内一貫生産体制の構築

地域内において、一貫生産体制の構築を図るために行われる、次に掲げる取組。

① 検討会の開催

地域内の一貫生産体制の構築に向けた計画づくりのための検討会の開催

② 先進地調査

地域内一貫生産に取り組む先進地の調査

③ 地域内一貫生産化に向けた情報の収集

地域内一貫生産体制の構築に必要な情報の収集

④ 専門家による技術や経営管理等に関する現地指導

専門家による繁殖技術の導入や部門別の経営管理等に関する指導・助言

3 人材の育成・飼料の確保対策

(1) 人材の育成支援

地域において、地域内一貫生産化を推進する指導的立場にある者、新たに一貫経営に取り組む生産者等の技術力や経営管理能力を向上させるために行われる、次に掲げる取組。

① 検討会の開催

地域内一貫生産化や経営体内一貫化の取組の推進に必要な人材を育成する取組に関する検討会の開催

② 技術者養成研修の実施

地域において地域内一貫生産化を推進する指導的立場にある者等を対象とした技術者養成研修の実施

③ 先進地OJT研修の実施

地域において地域内一貫生産化を推進する指導的立場にある者等を対象とした先進地OJT研修の実施

(2) 飼料の確保支援

地域内一貫生産体制の構築に必要となる国産飼料を確保する体制を検討する取組。

(3) 公共牧場等のマッチング支援

公共牧場等を利活用した、肉用牛繁殖肥育一貫経営や地域内一貫生産への円滑な移行を図るための次に掲げる取組。

① 全国（ブロック）説明会の開催

公共牧場等の利活用に向けたマッチング（公共牧場等を利用することを希望する畜産農家等と、畜産農家等からの家畜の受入を希望する公共牧場等の双方に対し、相互に関する情報を提供することをいう。以下同じ。）の実施に係る説明会の開催。

② 公共牧場等の意向調査

マッチングに係る公共牧場等の意向、所在地、受入畜種等の基本情報及び利用条件その他必要な事項について行う以下の調査。

ア 公共牧場等マッチング意向調査

イ 公共牧場等マッチング現地調査

③ マッチングの実施

②の調査結果をリスト化して行うマッチング。

第2 事業実施主体

本事業の事業実施主体は、実施要綱別表の事業実施主体欄に掲げるとおりとする。

第3 事業の要件

各事業の要件は、以下のとおりとする。

1 繁殖肥育一貫経営への円滑な移行対策

(1) 第1の1の事業（繁殖肥育一貫経営への円滑な移行対策）の要件は次に掲げるとおりとする。

① 取組主体の適格性

各取組を実施する適格者は、繁殖部門を開始又は拡大しようとする肉用牛経営のうち、次のア又はイのいずれかに該当する者とする。

ア 農業者の組織する団体であって、次の（ア）及び（イ）の要件のいずれにも該当するもの。

（ア）代表の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めがある団体であること。

（イ）受益農業従事者（農業の常時従事者（原則年間150日以上）をいう。）が5名以上であること。

イ 農業を主たる事業として営む民間事業者。ただし、以下の（ア）又は（イ）に該当する者を除く。

（ア）資本の額又は出資の総額が3億円を超え、かつ常時使用する従業員の数が

300人を超えるもの。

(イ) その総株主又は総出資者の議決権（株主総会において決議することができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法第879条第3項の規定により議決権を有するとみなされる株式についての議決権を含む。）の2分の1以上が（ア）に掲げるもの（農事組合法人以外の農地所有適格法人又は公社（地方公共団体が出資している法人をいう。）に該当するものを除く。）の所有に属しているもの。

② 取組実施の要件

①に定める適格者は、次のすべてに該当する場合に限り、各取組を実施することができるものとする。

ア 肥育経営（地域一貫生産に資するために連携する肥育経営と繁殖経営が組織する団体を含む）であること。

イ 3年間以上を期間とする「繁殖雌牛の増頭計画」を策定していること。

ウ 生産した子牛を自らの経営内で保留又は肥育することを計画していること。

エ 「肉用牛の枝肉情報の収集・利用に関する基本方針」（平成17年3月30日付け16生畜第4391号農林水産省生産局畜産部畜産振興課長通知）に定める協力肥育農家であること。

(2) 第1の1の(1)の事業（交雑種雌牛（受卵牛）の導入）の要件は、(1)に掲げるもののほか、次に掲げるとおりとする。

① 導入する受卵牛は、肉専用種と乳用種との交雑種の雌牛であること。

② 受卵牛の導入月齢は、12ヶ月齢未満であること。

③ 導入する受卵牛は、繁殖に適さない牛（著しい発育不良、フリーマーチンによる生殖器異常等）ではないこと。

④ 導入した受卵牛は、可能な限り繁殖用として供用すること。

⑤ 導入した受卵牛への受精卵移植により得られた産子の取扱は、(3)の⑤および⑥に準ずること。

(3) 第1の1の(2)の事業（和牛受精卵の移植）の要件は、(1)に掲げるもののほか、次に掲げるとおりとする。

① 受精卵の品種は、和牛（黒毛和種、褐毛和種、日本短角種及び無角和種をいう。以下同じ。）のいずれかであること。

② 受精卵は、家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第32条の9第1項の農林水産大臣の承認を受けた者（以下「登録団体」という。）が同条に基づいて登記及び登録（以下「登記等」という。）を行うことができるものであること。

③ 受精卵を移植する受卵牛は交雑種であること。ただし、取組主体が乳肉複合経営である場合は、「酪農部門における乳用後継牛の確保」と「和牛の増頭」を併せた計画を策定しているときに限り、乳用種（ホルスタイン種等）に対する黒毛和種受精卵の移植も行うことができる。

④ 受精卵移植は、登録団体が登記等を行うことができる手法により行うこと。

⑤ 当該受精卵の移植により得られた産子が雌であった場合は、登録団体により登記等を受けた上で、繁殖牛として自家保留すること。ただし、発育不良や損徴（異

毛色、白斑、奇形等) 等により繁殖牛として適さないと判断された場合及び増頭計画を超えた生産があった場合等は、肥育等に仕向けることもできることとする。

- ⑥ 当該受精卵の移植により得られた産子が雄であった場合は、登録団体が行う登記等を受けた上で、原則として経営内において肥育すること。

2 地域内一貫生産への円滑な移行対策

- (1) 第1の2の(1)の事業（地域内一貫生産体制の構築）の要件は次に掲げるとおりとする。

① 取組を実施する取組主体の適格者は、代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めがあり、事業実施及び会計手続きを適正に行う体制を有する者とする。

② ①の適格者は、事業実施年度において、地域内一貫生産の構築に必要な計画を策定することが確実であると見込まれる場合に限り、取組を実施することができるものとする。

3 人材の育成・飼料の確保対策

(1) 人材の育成支援

第1の3の(1)の事業（人材の育成支援）の要件は、取組主体が、全国を区域とする団体であって、地域内一貫生産に関する知見を有する者であることとする。

(2) 飼料の確保支援

第1の3の(2)の事業（飼料の確保支援）の要件は、第1の2の(1)の事業（地域内一貫生産体制の構築）と一体的に実施することとする。

(3) 公共牧場等のマッチング

第1の3の(3)の事業（公共牧場等のマッチング支援）の要件は、取組主体が、全国的な観点から、公共牧場等の意向調査等を実施することができる民間団体であって、公共牧場の管理・運営に関する必要な知識、専門技術について豊富な知見等を有していることとする。

4 その他要件等

(1) 繁殖肥育一貫経営への円滑な移行対策

① 取組主体は、第1の1の(1)の事業（交雑種雌牛（受卵牛）の導入）により導入した受卵牛を廃用する際は、事前に、廃用の理由等を事業実施主体に届け出なければならない。

② 事業実施主体は、①の届出の内容を確認し、廃用の可否について適性に判断しなければならない。

(2) 地域内一貫生産への円滑な移行対策及び人材の育成・飼料の確保対策のうち飼料の確保支援

事業実施主体は、第1の2の(1)の事業（地域内一貫生産体制の構築）及び第1の3の(2)の事業（飼料の確保支援）の実施に当たっては、あらかじめ事業の内容、手続き、消費税及び地方消費税の取扱い、様式等を定めた事業実施要領を作成し、生産局長の承認を受けるものとする。これを変更する場合も同様とする。ただし、事業実施主体が自ら取組を行う場合はこの限りではない。

第4 事業実施の手続

- 1 実施要領第3の1の事業実施計画（別記様式1号）に添付する様式は下表のとおりとし、事業実施計画とともに、各提出先の承認を受けるものとする。ただし、生産局長又は地方農政局長は、生産局長が別に定める公募要領により選出された者が、当該公募要領により策定した事業実施計画については、実施要綱第3の1の承認を受けたものとみなすことができる。

事業の種類	添付する様式		提出先
	共通	事業別	
(1) 繁殖肥育一貫経営への円滑な移行対策	別紙2様式第1号	別添1-①	生産局長
(2) 地域内一貫生産への円滑な移行対策		別添1-②	生産局長
(3) 人材の育成・飼料の確保対策		別添1-②	生産局長
① 人材の育成支援		別添1-②	生産局長
② 飼料の確保支援		別添1-③	生産局長
③ 公共牧場等マッチング支援		別添1-③	生産局長

- 2 本事業については、事業実施計画書が承認された月から行われる取組について補助の対象とする。

第5 事業実施状況の報告

- 1 実施要領第4の事業実施状況の報告（別記様式3号）に添付する様式は、別紙様式第1号に添付する様式に準じて作成し、事業実施年度の翌年度の4月末までに、第4の1の表の提出先に提出するものとする。なお、総括表等は、計画と実績が比較できるよう、2段書きにする（上段に計画を括弧書きし、下段に実績を記入する）こととする。

第6 事業の評価等

- 1 事業実施計画における目標年度及び成果目標は、第4の1の事業実施計画に添付する様式において、取組の効果を定量的に評価できる客観的な指標を設定するものとする。
- 2 実施要綱第5の事業評価報告書（別記様式4号）に添付する様式は下表のとおりとし、提出期限までに、第4の1の表の提出先に提出するものとする。

事業の種類	添付する様式		提出期限
	共通	事業別	
(1) 繁殖肥育一貫経営への円滑な移行対策	別紙2様式第2号	別添2-①	事業実施年度の翌年度末まで
(2) 地域内一貫生産への円滑な移行対策		-	事業実施年度の翌年度の4月末まで
(3) 人材の育成・飼料の確保対策		-	事業実施年度の翌年度の4月末まで

第7 助成

実施要領第6の事業ごとの助成対象となる経費は、別紙2－別表1に記載するとおりとする。

第8 不正行為に対する措置

生産局長及び地方農政局長は、事業実施主体が本事業の実施に関連して不正を行い、又はその疑いがあると認めた場合には、事業実施主体に対し、当該不正またはその疑いのある行為に関する事実関係及び発生原因の究明並びに再発防止のための是正措置等の適切な措置を講じるよう求めるものとする。

第9 その他

- 1 事業実施主体は、和牛遺伝資源の適正な流通管理を図る観点から、取組主体に対し、別紙2－別表2の点検シートの提出を求めるものとする。なお、事業実施主体は当該点検シートを確認し、内容に課題等があり、それが解決されない場合は、当該受益者を補助対象から除外するものとする。
- 2 生産局長及び地方農政局長は、この要領に定めるもののほか、本事業の実施について、事業実施主体に対し、必要に応じ調査を行い、又は報告を求めることができるものとする。
- 3 この要領に定めるもののほか、この事業の実施につき必要な事項については、必要に応じて農林水産省生産局畜産部畜産企画課長、畜産振興課長及び飼料課長が別に定めるものとする。

別紙2－別表1

補助対象経費

費目	細目	内容	留意事項
事業費	奨励金	受卵牛として交雑種雌牛を導入する生産者に対し交付する奨励金	
	受精卵導入費	和牛の受精卵の導入にかかる経費	物品受払簿で管理すること。
	受精卵移植費	導入した受精卵の移植にかかる経費	

和牛精液・受精卵の適正管理に関する点検シート

【点検シート】

- ① 各項目について、過去一年間の実行状況を確認の上、点検してください。
- ② 点検は、自己経営全体の状況について行ってください。
- ③ 点検は、事業者自ら行い、実行できていると判断する場合には、チェック欄にレ印か○印を付してください。
- ④ 該当がない項目や実行できない項目は、チェック欄に印は付さず、下欄にその理由や改善の予定などを記入してください。
- ⑤ 作成した点検シートは、次回点検まで保存してください。

チェック欄

家畜改良増殖法等の関連法の遵守

- 1 家畜人工授精や受精卵移植に関する業務について、①精液や受精卵（精液等）を他者に販売するために保管している場合は家畜人工授精所の開設許可を得ていること、②家畜人工授精や受精卵移植の実施者は獣医師又は家畜人工授精師であることなど、家畜改良増殖法等の関連法を遵守すること。

正規に管理された精液や受精卵の利用の徹底

- 2 使用する精液等は、家畜人工授精所で管理されたものであり、封入した容器（ストロー）の記載事項（採精年月日等）と添付される精液等の証明書（ラベル）の内容が一致するとともに、譲渡・経由等の必要事項が記入された適正なものであること。

家畜人工授精業務等の適正実施に向けた取組

- 3 家畜人工授精や受精卵移植を実施した際は、取違等がないか確認するとともに、家畜人工授精師等が発行する授精証明書の内容がストローやラベルの内容と齟齬がないか確認すること。また、使用したストローやラベルは、家畜人工授精簿と速やかに照合できるように管理されていること。

和牛遺伝資源の譲渡契約の締結

- 4 精液等の取引をする際には、不正利用等を禁止する契約を締結するとともに、当該契約内容を遵守すること。

和牛遺伝資源に関する新たな知見、意識の向上

- 5 家畜人工授精、受精卵移植等に関する新たな知見や和牛遺伝資源の保護に向けた意識の向上に資する情報の収集、知識の取得等に努めること。

国の調査等への協力

- 6 国や都道府県、関係団体等が行う和牛遺伝資源の適正管理のための各種調査に協力するとともに、通知等を遵守すること。

【該当がない項目、実行できない項目がある場合等の理由、改善の予定など】

点検日：

点検者：

別紙2－様式第1号（共通）（第4の1関係）

令和〇年度畜産生産力・生産体制強化対策事業実施計画書
(繁殖肥育一貫経営等育成支援)

1 事業の種類

(注) 実施要綱別表の「事業内容」を記載すること。

2 事業の目的（変更理由）

3 事業実施方針

(注) 事業実施に当たっての基本的な方針、業務推進体制等を記載すること。

4 総括表

事業内容	事業費	負担区分		備考
		国庫補助金	事業実施主体	
	円	円	円	

(注) 事業内容欄は、実施要綱別紙の「事業内容」ごとに、実施する取組の内容を具体的に記載すること。

5 取組により期待される効果（成果目標）

成果目標	検証方法	事業実施効果
現状値：（年度）		
目標値：（年度）		

(注) 1 成果目標の欄は、定量的な指標を設定すること。

2 検証方法の欄は、目標値を具体的に検証する手法を記載すること。

6 事業実施予定期間

年　月　日　～　年　月　日

別添 1 -①

令和〇年度畜産生産力・生産体制強化対策事業実施計画書 (繁殖肥育一貫経営等育成支援のうち、繁殖肥育一貫経営への円滑な移行対策)

1 繁殖用交雑種雌牛の導入計画

No	取組主体名称	導入頭数 (頭)	奨励金額 (千円)	備考
1				
2				
3				
4				
合計				

注意 1 導入頭数は、実頭数（牛の個体数）を記載すること。

2 奨励金額は、15千円／頭以内とすること。

2 和牛受精卵移植の実施計画

No	取組主体名称	移植頭数 (頭)	事業費 (千円)	補助額 (千円)	備考
1					
2					
3					
4					
合計					

注意 1 移植頭数は、実頭数（牛個体数）を記載すること。

2 補助額は、牛個体毎に7万円／頭を上限とすること。（補助率は1／2以内）

3 導入した受精卵は事業年度内に移植する必要があることに留意すること。

3 添付資料等

- (1) 取組主体が法人の場合は定款の写しを、任意集団の場合は組織規約等の写しを添付すること。
- (2) 取組主体毎に別添Aの「繁殖雌牛の増頭計画」を作成し、添付すること。
- (3) 事業実施状況報告（別記様式3号）を提出する際は以下のとおり対応すること。
 - ① 「計画」を「実績」に改めた上、1及び2については、計画と実績が比較できるよう、2段書きにする（上段に計画を括弧書きし、下段に実績を記入する）こと。なお、(1)及び(2)の添付資料は不要とする。
 - ② 別添Bの「繁殖肥育一貫経営への円滑な移行対策実績書」を取組主体毎に作成し、添付すること。

別添A

繁殖雌牛の増頭計画

(繁殖肥育一貫経営等育成支援のうち、繁殖肥育一貫経営への円滑な移行対策)

取組主体名称 :

品種	繁殖雌牛 の区分	飼養頭数					備考	
		現状		計画				
		○年度末	○年度末	○年度末	○年度末	○年度末		
和牛 (○○)	成牛							
	育成牛							
	子牛							
	計							
交雑種	成牛							
	育成牛							
	子牛							
	計							

(注) 1 本様式は取組主体毎に作成し、事業実施計画書（別記様式1号）に添付すること。

2 また、事業評価報告書（別記様式4号）を提出する際は、計画と実績が比較できるよう、2段書きにする（上段に計画を括弧書きし、下段に実績を記入する）こと。

別添B

繁殖肥育一貫経営への円滑な移行対策実績書
(繁殖肥育一貫経営等育成支援のうち、繁殖肥育一貫経営への円滑な移行対策)

取組主体名称：

1 交雑種雌牛（受卵牛）の導入

No	導入年月日	導入元名称	受精卵移植						備考
			導入交雑種（供卵牛） 個体識別番号	生年月日	証明書番号	品種	種雄牛名号	移植年月日	

2 牛受精卵の導入・移植

No	導入年月日	導入元名称	導入受精卵				受精卵移植（受卵牛）				備考
			証明書番号	品種	供卵牛 登録番号	交配種雄牛 名号	登録番号	個体識別番号	移植年月日	妊否	

- (注) 1 本様式は、取組主体毎に作成し、事業成果報告書（別記様式3号）の提出時に添付すること。
 2 Noは、事業実施状況報告書の別添と同一とすること。
 3 不受胎であったものについては、産子の個体識別番号欄に「-」を記入すること。
 4 流産・死産、生後直死等については、その旨を備考欄に記入すること。

別添 1 -②

令和〇年度畜産生産力・生産体制強化対策事業実施計画書

地域内一貫生産への円滑な移行対策、

人材の育成・飼料の確保対策（人材の育成支援、飼料の確保支援）

1 地域内一貫生産体制の構築及び飼料の確保支援

箇所数	地域	取組項目	取組内容

(注) 1 取組主体に助成を行う場合には、地域欄に「公募」と記載すること。

- 2 事業実施主体が自ら実施する場合には、取組項目には、地域ごとに、「検討会の開催」、「先進地調査」、「地域内一貫生産化に向けた情報の収集」、「専門家による技術や経営管理等に関する現地指導」、「飼料の確保支援」から必要な項目を記載すること。

2 人材の確保支援

(1) 検討会の開催

開催回数	開催時期	開催場所	人数	内容	備考

(2) 技術者養成研修の実施

実施回数	実施時期	実施場所	研修対象者 及び人数	内容	備考

(3) 先進地OJT研修の実施

実施回数	実施時期	実施場所	研修対象者 及び人数	内容	備考

(注) 1 1の地域内一貫生産体制の構築の取組主体と連携して実施する場合には、備考欄に「公募」と記載すること。

- 2 事業実施主体が自ら実施するほか、取組主体と連携して実施する場合には、備考欄に「このほか公募」と記載すること。

3 添付資料

(1) 取組主体が法人の場合は定款の写しを、任意集団の場合は組織規約等の写しを添付すること。

(2) 事業実施状況報告書（別記様式第3号）を提出する際は、策定した地域内一貫生産体制の構築に必要な計画を添付すること。

別添 1 -③

令和〇年度畜産生産力・生産体制強化対策事業実施計画書
(人材の育成・飼料の確保対策(公共牧場等マッチング支援))

1 マッチングのための全国(ブロック)会議の開催

開催時期及び場所	参加人数及び収集範囲	内 容	備 考

2 公共牧場等の意向調査

調査時期	調査箇所数及び場所	調査内容	備 考

3 公共牧場等の利用にかかるマッチングの実施

実施時期	マッチングの内容	備 考

別紙2様式第2号（共通）（第6の2関係）

令和〇年度畜産生産力・生産体制強化対策事業評価報告書
(繁殖肥育一貫経営等育成支援)

1 事業の種類

(注) 実施要綱別表の「事業内容」を記載すること。

2 事業の内容

3 事業実施期間

事業開始年月日	事業終了年月日	備考
年　月　日	年　月　日	

4 成果目標の達成状況

成果目標	実績値	成果の達成状況
現状値： (年度)		
目標値： (年度)		
その他効果：		
所見：		

(注) 1 その他効果欄は、成果目標以外の事業効果等について記載する。

2 所見欄は、本事業の総合的な評価等を記載する。また、達成状況が低い場合の改善方法等を記載する。

別添2-①

令和〇年度畜産生産力・生産体制強化対策事業成果報告書
(繁殖肥育一貫経営等育成支援のうち繁殖肥育一貫経営への円滑な移行対策)

取組主体名称：

1 交雑種雌牛（受卵牛）の導入

No	導入交雑種（供卵牛）		受精卵移植				産子			備考
	個体識別番号	生年月日	証明書番号	品種	種雄牛名号	移植年月日	個体識別番号	生年月日	性別	

2 和牛受精卵の移植

No	導入受精卵				受精卵移植（受卵牛）			産子			備考	
	証明書番号	品種	供卵牛 登録番号	交配種雄牛	個体識別番号	移植年月日	妊娠	個体識別番号	生年月日	性別		
				名号								

- (注) 1 本様式は、取組主体ごとに作成すること。
- 2 No 欄には、事業実施状況報告書の別添の番号を記入すること。
- 3 不受胎であったものについては、産子の個体識別番号欄に「-」を記入すること。
- 4 流産・死産、生後直死等については、その旨を備考に記入すること。

